

※本研修会は、診療報酬に規定される「ADL維持向上等体制加算」の医師研修に該当します。また、**がんのリハビリテーションにおける専任医師としての要件**である「ア」リハビリテーションに関して十分な経験を有すること。に該当するリハビリテーション医学会等関係団体が主催する研修の受講歴」に該当する**（満たす）研修の一つ**となります。

こちらの受講のみで上記の（免許・資格等）が付与されるという意味ではございません。二日間の研修および確認テストを修了されましたら二週間以内を目途に修了証を発行いたします。

診療報酬の算定についてはその他、必須の研修会※「イ」をご受講いただき、管轄の厚生局へ発行しました修了証を使用し
てご申請いただく事となります。

※尚、診療報酬の申請および詳細については当学会ではなく、直接管轄の地方厚生局、厚生労働省へお問合せください。

がん患者リハビリテーション料に関する施設基準


<R4 保医発0304第3号>

ア】 リハビリテーションに関して十分な経験を有すること。

イ】 がん患者のリハビリテーションに関し、適切な研修を修了していること。

当学会の「急性期病棟におけるリハビリテーション医師研修会」のみ受講しても
診療報酬算定の申請はできません。**「ア」と「イ」両方を満たす**必要があります。

※「イ」については、一般財団法人 ライフ・プランニング・センター様等で開催されている「がんのリハビリテーション研修」に該当します。
詳細は一般財団法人 ライフ・プランニング・センター様へお問合せください。



「ア」のリハビリテーションに関して十分な経験を有することに代わる研修会の一つとして当学会にて開催しております「急性期病棟におけるリハビリテーション医師研修会」を受講いただきます！